

熱海市水道指定給水装置工事業者 各種届出等の変更に必要な書類

指定事項の変更について

- ・名称や所在地等の指定事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に指定給水装置工事業者指定事項変更届書（様式第10）を提出してください。

【添付書類】

届出の種類		登記事項証明書	定款の写し	住民票 (個人番号の記載がないもの)	誓約書 (様式第2)	変更後の事業所の案内図 及び事業所の外観、内部 の写真	熱海市水道指定給水装置 工事業業者証	備 考	
指定事項の変更	名称	法人	○				○	登記簿謄本等、住民票は発効日から3ヵ月以内のものを添付してください。 定款の写しは直近のもの を添付してください。	
	氏名	個人		○			○		
	住所	法人	○			○			○
		個人			○		○		○
	代表者	法人	○			○			○
	役員	法人	○			○			○

※法人・個人を問わず事業者の承継（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡や合併に伴う新会社の設立）はできません。
このような場合には指定の廃止を行った後に新規に指定の手続きを行ってください。

※有限から株式への変更は同一法人とみなします。名称の変更を行ってください。

- ・給水装置工事主任技術者を選任又は解任する場合は、当該事由が発生した日から14日以内に給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）を提出してください。選任される場合は、選任される給水装置主任技術者の免許状の写し又は技術者証の写しを添付してください。

- ・事業を廃止、休止又は再開する時は次のとおり指定給水装置工事業業者廃止（休止・再開）届出書（様式第11）を提出してください。

- 廃止、休止**の場合は、当該廃止または休止した日から30日以内に提出してください。尚、廃止の場合は、熱海市水道指定給水装置工事業業者証を返納してください。
- 再開**の場合は、当該再開した日から10日以内に提出してください。